

現場説明書

1 工事名称 旧横浜市立市民病院解体工事

2 工事場所 保土ヶ谷区岡沢町56番地

3 工事概要

旧横浜市立市民病院解体工事（建築、電気、機械、昇降機、アスベスト除去及び外構）一式

地下構造物の一部は存置し、解体コンクリート塊を現場においてコンクリート再生材に加工し存置部分の埋戻し材料に使用する。

[施設概要]

(1) 敷地面積：20,389.41 m²

(2) 構造及び規模

ア 南病棟：SRC造 地上8階 地下3階 塔屋2階

建築面積 2,564.67 m² 延べ面積 17,134.73 m²

イ 東病棟：RC造（一部SRC造） 地上5階 地下3階

建築面積 2,117.62 m² 延べ面積 11,899.14 m²

ウ 西病棟：SRC造 地上5階 地下2階 塔屋2階

建築面積 1,766.23 m² 延べ面積 9,119.67 m²

エ がん検診センター：RC造 地上4階 地下1階 塔屋2階

建築面積 1,297.00 m² 延べ面積 4,212.00 m²

オ 緩和ケア病棟：RC造、S造 地上2階 地下1階 塔屋1階

建築面積 614.86 m² 延べ面積 1,289.48 m²

カ 保育棟：RC造 地上3階

建築面積 125.00 m² 延べ面積 373.00 m²

キ 管理棟：S造 地上3階

建築面積 415.06 m² 延べ面積 1,166.82 m²

ク 旧活性汚泥槽：RC造 地上1階 地下1階

建築面積 147.00 m² 延べ面積 205.00 m²

ケ 外構：一式（ただし、敷地西側の一部範囲を除く。）

4 配布設計図書

- (1) 現場説明書 8 頁
- (2) 横浜市建築局グリーン購入の推進に関する特記仕様書 1 頁
- (3) 図面 1,592 枚 (表紙、図面目録共)
- (4) 工事積算内訳書 一式

5 工期 契約締結日より 令和6年7月31日(水)まで

6 設計図書に対する質問、及び回答

- (1) 質問の内容
質問は設計図書に係る事項に限られます。設計図書以外の質問には回答できません。
- (2) 質問の方法
質問がある場合は電子メールで質問を送付してください。ファックスや電話、口頭による質問には回答できません。なお、質問がない場合の連絡は不要です。
- (3) 電子メールの書式等
メールのタイトル(件名)は次のとおりとして下さい。
【工事質問】旧横浜市民立市民病院解体工事
質問書は書式を定めていませんので、適宜 Ms-Excel か Ms-Word を使用して、質問ごとに簡潔な箇条書きで作成し添付ファイルで送信してください。メール本文には、貴社の社名、所在地、代表者職氏名、担当者名、電話番号を明記してください。
- (4) 質問書の参考様式
質問書の参考様式は、本市ホームページからダウンロードしてください。
URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/situmonsyo.html>
- (5) 電子メールの送信先
メールアドレス by-kaitai@city.yokohama.jp
工事担当 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市医療局病院経営本部病院経営課
電話番号 045-671-4825 担当 小西、山本
- (6) 質問書の提出期限 令和4年3月8日(火)17時
- (7) 回答書の公表日時 令和4年3月18日(金)13時
回答書は、横浜市ホームページに掲載します。
(トップページ>事業者向け情報>入札・契約>電子入札システム(工事契約)>質問回答)
URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/nyusatsu-system/qa/>

7 建設リサイクル法

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事です。

8 別途工事

同時並行で施工される別途工事はありません。

9 提出書類等

(1) 公共工事適正化法に基づく書類の提示はもとより、工事着手時に、建設業者退職金
共済制度書類、工事着手前、工事完成時にCORINS（工事实績入力システム）、施設
台帳（建築局指定）等、その他監督員指示による書類を速やかに作成し、提出して
ください。

(2) 本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事です。

請負人は、当該工事に関する必要な情報を登録し、以下の書類をシステムで作成
し、監督員に提出してください。

ア 施工計画時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、及び「工事登録証明書」
（計画書作成後に出力したもの）

イ 工事完成時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」
（実施書作成後に出力したもの）

<問合せ先>一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）建設副産物情報センター
所在地：〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル2F
電話：03-3505-0410 FAX：03-3505-0520 E-mail：recycle@jacic.or.jp

URL：<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

(3) 請負人は労災補償に必要な任意の保険契約を締結してください。締結後速やかに、
その写し又はこれに代わるものを監督員に提出してください。

10 その他

(1) 履行保証措置について

本工事については、履行保証措置を求めますので、応札に当たっては、保証費用を
計上してください。なお、「契約保証」の場合、保証金額は請負金額の10%、履行ボ
ンドの場合は付保割合の10%、履行保証保険は定額てん補の10%とします。

(2) 地盤情報データベースへの登録について

工事で機械ボーリングを行った場合は、機械ボーリングで得られた地質データ、試
験結果等については、地質調査業務共通仕様書（横浜市）第118 条成果品の提出に基
づいて、第三者機関による検定を受けた上で、地盤情報データベースに登録してくだ
さい。

(3) 公表単価、別紙明細書について

工事により、「公表単価一覧表（参考図書）」、「別紙明細書一覧表（参考図
書）」を発注情報よりダウンロードできるものがありますが、これらは参考資料であ
り、契約事項として条件明示したものではありませんので、契約書には添付しないで

ください。

11 施工上の留意事項

(1) 共通事項

ア 工事着手にあたり、設計図書のほか次の図書を現場事務所に備え付けてください（特記仕様書1章 1「適用基準等」参照）。

「横浜市建築局建築工事特則仕様書」（令和元年6月）

「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」（令和元年6月）

「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」（令和元年6月）

「建築物解体工事共通仕様書」（平成31年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築改修工事標準仕様書」（平成31年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書」（平成31年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

イ 設計図書に関する質疑等がある場合、速やかに監督員と協議してください。なお、工事に関する質疑は書面にて提出してください。

ウ 下請負人（専門業者）については、市内業者を優先的に採用して頂くよう配慮をお願いします。

エ 請負人は、本市から指名停止処分を受けて指名停止期間中の者を下請負人としてはなりません。

(2) 近隣及び施設への環境・安全対策について

ア 工事着手にあたり、現場周辺の環境を十分に調査し、工事期間中の騒音・振動・塵埃等の対策、工事車両のルート等について、事前に監督員と協議して総合施工計画を作成してください。

イ 工事の影響を与えるおそれがある箇所（工事車両のルート・既存施設など）については、工事着手前に現況を調査し写真等で記録してください。

工事の施行に伴い、破損や汚損等の被害が発生した場合は、請負人の責任において速やかに復旧してください。

ウ 工事関係車両については、周辺道路に駐車しないよう徹底してください。

エ 大型車両の通行日（重機搬出入・資材搬出入等）には、工事用の出入口に加え、監督員の指示する箇所に交通整理員を配置し、歩行者等の安全に万全を期してください。

■ 交通整理員の延べ人数 1,322 人・日を計上しております。

オ 現場における工事着手までに、近隣町内会及び住民に対して工事説明会を行います。説明資料については、事前に監督員と協議して作成してください。

(3) 安全管理について

ア 本工事は、横浜市工事安全管理規則、横浜市工事安全管理に関する事務取扱要綱及び横浜市建築局工事安全管理実施要領を準用し、安全管理指定工事として扱います（対象工事：解体、掘削（山留））。当該工事着手までに安全管理計画書を提出し承諾を受けてください。また、工事安全対策会議の開催及び安全担当員による巡回点検等を実施します。

イ 仮設計画（足場・仮囲い等、重機の配置、誘導員の配置等）及び工事工程については、監督員と十分に協議し、無事故・無災害を徹底してください。

ウ 足場、仮囲い等、看板や建築資材等については、飛散や倒壊することがないように、常に点検し安全を確保してください。また、点検記録簿等により監督員に適宜報告してください。

エ 工事現場内は常に整理整頓し、事故災害等の予防に万全を期すると共に、火気を使用する場所には消火器を常備してください。

(4) 産廃処分について

ア 現場でのコンクリート再生材への加工及び埋戻しについては、「横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱」（平成23年3月11日付資産第2478号）に基づき適切に処理してください。

イ 建設副産物については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に基づき適切に処理してください。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/syorui.html>

ウ 一般廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、請負人の責任において適切に処理してください。

エ 発生材（産業廃棄物）については、産業廃棄物処理計画書を提出し、監督員の承諾を受け、所定の手続きをした上で処分し、産業廃棄物処理報告書及び建設廃棄物マニフェストを提出してください。なお、敷地内での焼却処分は絶対に行わないでください。

オ 本工事から発生するアスベスト廃棄物の処理については、「廃棄物処理法及びアスベスト関係法令」によるほか、「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」（「有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会編」）及び「建築物の解体等に伴う有害物質等の適正な取り扱い」（「建設副産物リサイクル広報推進会議」編）によります。また、石綿作業主任者技能講習を修了した者を石綿作業主任者として選任し、石綿作業主任者の職務に従事させてください。

(5) 週休2日制確保適用工事の対象について

本工事は「発注者指定型週休2日制確保適用工事」の対象工事です。

(URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/kaikaku/shukyu2.html>)

(6) その他

ア 工事施工に必要な諸手続きにかかる諸費用については請負人の責任において行ってください。また、工事に係わる必要書類については、工事進捗に支障ないよう余裕をもって延滞なく提出し、また手続きを行ってください。

イ その他の事項は横浜市医療局病院経営本部契約規程の規定によります。

12 施工条件の明示内容

(1) 工程項目

ア 本工事に近接ないし競合して予定している工事は、

■ 次のとおりです。

| 影響を受ける場所 | 発注機関 | 工事名 | 工事内容等 | 期間 |
|--------------------|------------------|----------|-----------------------|---------------------------|
| 敷地内 (主に西病棟、保育棟) | 横浜市医療局 病院経営本部 | 廃棄物処分委託 | 西病棟及び保育棟に残る廃棄物の搬出作業 | 令和4年度 (予定) |
| 敷地内 | 横浜市医療局 病院経営本部 | 土壌汚染対策工事 | 土壌汚染調査の結果に伴う汚染土壌の対策工事 | 令和4年度 (予定) |
| 敷地内 | 横浜市医療局 病院経営本部 | 基盤整備工事 | 解体工事後の敷地内造成工事等 | 令和6年4月 (予定) から解体工事完了まで |

施工にあたっては、相互の連絡・調整等を密にすること。また、連絡・調整事項を監督員に報告すること。

ありません。

イ 工事着手前に施工期間、作業日程、作業時間、作業者の現場への出入り等について、監督員が指示する関係機関との協議をしてください。

■ 次のとおりです。

| 影響を受ける工事内容 | 制約条件の種類 | 制約条件の具体的内容 |
|------------|--|--|
| 工事全般 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 施工時間 ■ 施工期間 ■ 施工方法 ■ 関係機関との協議 ■ 工事説明会の実施 ■ その他 (家屋調査) | <ul style="list-style-type: none"> ・現場における工事着手までに、近隣町内会及び住民に対して工事説明会を行います。説明資料については、事前に監督員と協議して作成してください。 ・安全管理計画書の提出にあたっては、事前に監督員と協議して作成してください。 ・工事の事前と事後に周辺家屋の家屋調査を行います。 ・関係機関との協議：東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)、東京ガス(株)、横浜市水道局、横浜市環境創造局、保土ヶ谷土木事務所、横浜市交通局、保土ヶ谷警察署等 ・電気、ガス及び水道に関する供給施設が敷地内に残されているため、これらの撤去等については各事業者と協議してください。 ・敷地東側及び北側の前面道路は大型貨物自動車等通行止めとなっています。 ・路線バスの運行及び三ツ沢公園桜山バス停の |

| | | |
|--|--|--|
| | | 利用に支障がないよう配慮してください。 ・工事中は周辺の環境維持に十分配慮して、騒音・振動及び粉塵の飛散防止対策を行ってください。 |
|--|--|--|

ありません。

ウ その他本工事における特別な事項

■ 敷地管理について

敷地の西側の一部は土砂災害警戒区域に指定されています。降雨時に敷地外への土砂流出などの影響を与えないように、工事期間中適切に敷地の管理を行ってください。特に、西側法面の一部は土嚢による仮設排水設備となっています。また、西側法面は住宅地に隣接しているため、年2回（6月・9月頃予定）の除草及び年1回の樹木剪定を行います。具体的な作業計画については監督員と協議し、作業の概ね2週間前までに近隣への周知を行ってください。

(2) 用地関係

ア 本工事に関わる用地買収は、

次のとおりです。

| 未買収位置、面積など | 買収見込み時期 |
|------------|---------|
| | |

■ ありません。

イ 本工事のうち、発注者で借地する箇所は、

次のとおりです。

| 借地場所、面積など | 借地目的 | 借地予定期間 | 使用条件及び復旧方法 | 特記事項 |
|-----------|------|--------|------------|------|
| | | | | |

■ ありません。

(3) 積算情報

ア 本工事の積算において採用している単価等は次のとおりです。

| | |
|------------|----------|
| 公共工事設計労務単価 | 令和3年3月版 |
| 積算要領 | 令和3年5月版 |
| 刊行物 | 令和3年10月版 |
| 共通単価（RIBC） | 令和3年11月版 |

イ 設計図面の一部は改修工事の設計図を使用していることから、図面間に撤去・設

置等に関し一部に不一致があるため、工事積算内訳書を優先して積算してください。条件変更に該当する事項を確認した場合は、工事請負契約約款第19条に基づき適切に処理します。

ウ 現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）の墜落制止用器具費は、現場管理費率に含まれています。